

## 自治基本条例策定分科会 条文骨子案（修正後）

### 前文

私たちのまち海津市は、日本の中央部に位置し、西にそびえる養老山地、木曾三川と呼ばれ清らかな水をたたえる揖斐川、長良川、木曾川や希少生物であるハリヨなどを有する豊かな自然に囲まれ、縄文時代の遺跡や貝塚に始まり江戸時代から明治時代では、治山治水など長く水と戦ってきた過去があり、史蹟千本松原、広く親しまれる千代保稲荷神社など歴史と伝統がいきづくまちです。

現在は成長と拡大を基調としてきた社会の仕組みや制度の再構築が求められ、少子高齢社会への対応や地球環境への配慮が求められる中で、改めて暮らしやすい地域社会とは何か、自治とは何か、市民と自治体の関係はどうあるべきかが問われています。

こうした背景のもと、海津市の自治における市民と市の権利や責務を明らかにし、市民が主体となり、市民の意思と責任において市と協働して市政を運営し、「魅力あふれる海津」とするため、ここに自治基本条例を制定します。

### （目的）

第1条 この条例は、海津市における自治に関する基本的な事項を定め、市民及び市のそれぞれの権利や責務を明確にし、自立した自治体にふさわしい自治の実現を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、用語の定義は次のとおりとする。

- （1）市民 市民とは、市内に在住、在勤又は在学する者及び市内で活動する法人その他の団体をいう。
- （2）市民自治 市民自治とは、市民が主体的に市政に参画し、その意思と責任によって市政を行うことをいう。
- （3）まちづくり まちづくりとは、地域課題の解決や地域資源の創造など魅力あふれる地域社会をつくるために行う活動をいう。
- （4）市民自治協議会 市民自治協議会とは、おおむね小学校区において、市民がまちづくりに取り組むため自主的に設立し、その地域の市民が自主的に参加できる組織をいう。

### （基本原則）

第3条 市民及び市は、次に掲げる基本原則により自治を行うものとする。

- （1）市民自治の原則 市民自治がまちづくりの基本であること。
- （2）市民参加の原則 一人ひとりの人権が尊重され、市政に参加する権利が保障されること。
- （3）協働の原則 市民・市議会・市長の基本的な関係は、対話によって築かれる信頼を基とした対等な協働関係であること。
- （4）情報共有の原則 市政に関する情報が、市民及び市の間で共有されること。
- （5）地域尊重の原則 地域特有の歴史、文化、風土や景観などの地域の個性を尊重すること。

### （市民の権利）

第4条 市民は、自治の主体として市政に参画する権利を有する。

- 2 市民は、市から提供される情報を受けとるだけでなく、自ら積極的に市に対して市政に関する情報の提供を要求でき、これを取得できる権利を有する。
- 3 市は、市民が市政に参画する機会を保障しなければならない。
- 4 市は、審議会その他の附属機関の会議を、原則として公開しなければならない。

### （市民の責務）

第5条 市民は、まちづくりの担い手であることを認識し、市政に対して関心をもち、自己の発言と行動に責任を持って協働してまちづくりに関わらなければならない。

2 市民は、まちづくりやその他の権利の行使に当たっては、公共の福祉に反してはならない。

3 市民は、市が提供するサービスの享受に当たっては、応分の負担を負わなければならない。

(市長の責務)

第6条 市長は、市民の信託に応え、市政の代表者として公正で効率的な行政運営をしなければならない。

2 市長は、まちづくりに関する情報を市民に提供し、市民と共有するように努めなければならない。

3 市長は、市民の主体的なまちづくりを促し、協働してまちづくりを進めなければならない。

(職員の責務)

第7条 職員は、市全体の奉仕者であることを認識し、法令等を遵守し、公正かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の自己能力の向上に努めなければならない。

3 職員は、自らも地域の一員であることを認識し、市民と協働してまちづくりに取り組まなければならない。

(市議会の基本的な役割)

第8条 市議会は、市民の信託を受けた議事機関として、市政が市民の意思を反映し、適切に運営されているか調査及び監視しなければならない。

2 市議会は、市議会議員が立法の活動を行えるよう、組織体制の整備に努めなければならない

(市議会活動の説明責任)

第9条 市議会は、市議会活動に関する情報を市民に分かり易く説明しなければならない。

2 市議会は、公開とし、市民に開かれた場としなければならない。

(市議会議員の責務)

第10条 市議会議員は、市民の代表であることを自覚して、審議能力及び政策提案能力の向上に努め、公共の福祉のために活動しなければならない。

2 市議会議員は、市議会活動や市政に関する状況等について、市民に説明するよう努めなければならない。

(市民自治協議会の設立要件)

第11条 市民は、市民自治協議会を設立することができるものとし、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。ただし一つの地域は、複数の市民自治協議会に属することができない。

(1) 区域を定めていること。

(2) 会員は、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等であれば、誰でもなれること。

(3) 組織設置の目的が、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等の相互の連絡・親睦、まちづくりに関するものであること。

(4) 目的・名称・区域・事務所の所在地・代表者・会議などを明記した規約を定めていること。

(5) 役員や代表者は、民主的に選出されたものであること。

(市民自治協議会の役割等)

第12条 市民自治協議会は、まちづくりに必要な活動を行う。

2 市民自治協議会は、市やその他の組織と連携して活動を行う。

3 市民自治協議会は、市の重要な計画の策定及び変更やその他市長が必要と認める事項について、市

長の求めに応じ、調査審議し、市長に意見を提出することができる。

4 市長は、市民自治協議会の意見を尊重するよう努めなければならない。

(市民自治協議会への支援)

第13条 市は、市民自治協議会が設置された場合は、市民自治活動に対する財政支援やその他市民自治の推進に関する支援を行うことができる。

(市民自治協議会の設立手続き等)

第14条 市民自治協議会が設立された場合は、その代表者が市長に設置の届出をしなければならない。

2 市民自治協議会に関し、その他必要な事項は別に定める。

(住民投票の請求)

第15条 選挙権を有する市民(市議会議員及び市長の選挙権を有する者をいう。)は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対し、住民投票を求める条例の制定を請求することができる。

(住民投票の発議)

第16条 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を求める条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができる。

2 市長は、住民投票を求める条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができる。

(住民投票の実施)

第17条 市長は、前条の規定による条例制定の議決があったときは、速やかに住民投票を実施しなければならない。

(投票資格)

第18条 住民投票に参加する資格その他の住民投票の実施に関し必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。

(住民投票の結果の尊重)

第19条 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。

(行政運営の方針)

第20条 市は、第3条に規定した基本原則に則った公正で透明性の高い行政運営を推進し、公共の福祉の増進に努めなければならない。

2 市は、持続的に発展することが可能な地域社会の実現に向け、地域資源を最大限に活用し、施策を展開するとともに、その実施に当たっては、施策相互の連携を図り、最小の経費で最大の効果を上げるよう努めなければならない。

3 市は、社会情勢の変化に迅速に対応できる組織にするため、市民に分かりやすく簡素で機能的かつ、効率的な行政組織を整備するよう努めなければならない。

4 市は、職員に自己の能力を向上させることができる機会を与えるよう努めなければならない。

5 市は、市民から苦情等があったときは、事実関係等を調査し回答しなければならない。

(行政評価)

第21条 市は、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、重要な施策及び事務事業について行政評価を実施し、当該評価の結果を分かりやすく市民に公表しなければならない

2 市は、行政評価の結果を施策及び事務事業に反映するよう努めなければならない。

(財政運営)

第22条 市は、中長期的な視点から、健全な財政運営を行わなければならない。

2 市長は、財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければならない。

(法令遵守)

第23条 市は、法令の遵守及び倫理の保持のため、適法かつ公正に行政運営に努めなければならない。

(情報の収集及び管理)

第24条 市は、まちづくりに必要な情報の収集に努め、その収集した情報を適正に管理しなければならない。

(個人情報の保護)

第25条 市民及び市は、個人情報の漏えい等により、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の保護に努めなければならない。

(この条例の位置づけ)

第26条 この条例は、本市における自治の基本を定めるものであり、市民と市は、この条例を尊重しなければならない。

2 市は、他の条例、規則等の制定、改正に当たっては、この条例を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。

(この条例の検討及び見直し)

第27条 市は、この条例の施行後5年以内に施行状況を勘案し、検討の上、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。